

井林

いばやし

たつのり

-瓦版第四十七号-

自由民主

LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所: 自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話: 東京03 (3581) 6211 (代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部

〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802

Mail office@t-ibayashi.com
井林たつのり国会事務所

〒100-8981
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館919号室
TEL 03-3508-7127
FAX 03-3508-3427

特定地域づくり 事業協同組合制度スタート

過疎地域に

雇用創出!



井林たつのり 検索



ポスター掲示を
お願いします。

衆議院議員 井林たつのり

生年月日 昭和51年7月18日

住所 藤枝市本町

本籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修了

平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官

平成24年12月初当選(三期目)

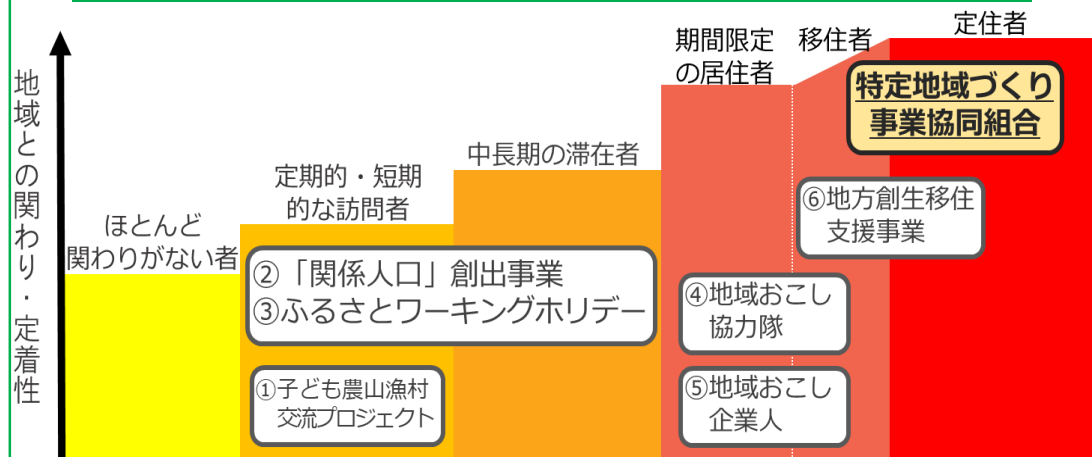
平成28年8月環境・内閣府大臣政務官

京都大学工学部非常勤講師

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳【好物】焼魚、白米、お茶

特定地域づくり事業協同組合制度を含めた 地域活性化施策の役割



“井林たつのり”のスマイルメッセージ 第1・第3・第5 <水曜日> 8:10~放送

F M 島田 (76.5MHz)

ネットでも聞けます (<http://www.jcbasimul.com/>)

ご支援のお願い

志太・榛原だけでなく、静岡県そして日本の為に粉骨砕身働いていくために、物心両面で多くの方々にご支援頂いています。

ご賛同いただける方は、お一人月千円からのご協力をお願い申し上げます。下記にFAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。

FAX 054-639-5802

※ご加入口数(□に✓を入れるか、_に月の口数をご記入ください)

□1口 □3口 □5口 □__口 (1口千円/月)

お名前 _____

※個人名でのご支援をお願いしています

住所 〒 _____

TEL/FAX _____ 生年月日 _____



河野防衛大臣と
安全保障を確実に!

過疎地域に雇用創出！

～特定地域づくり事業協同組合制度～

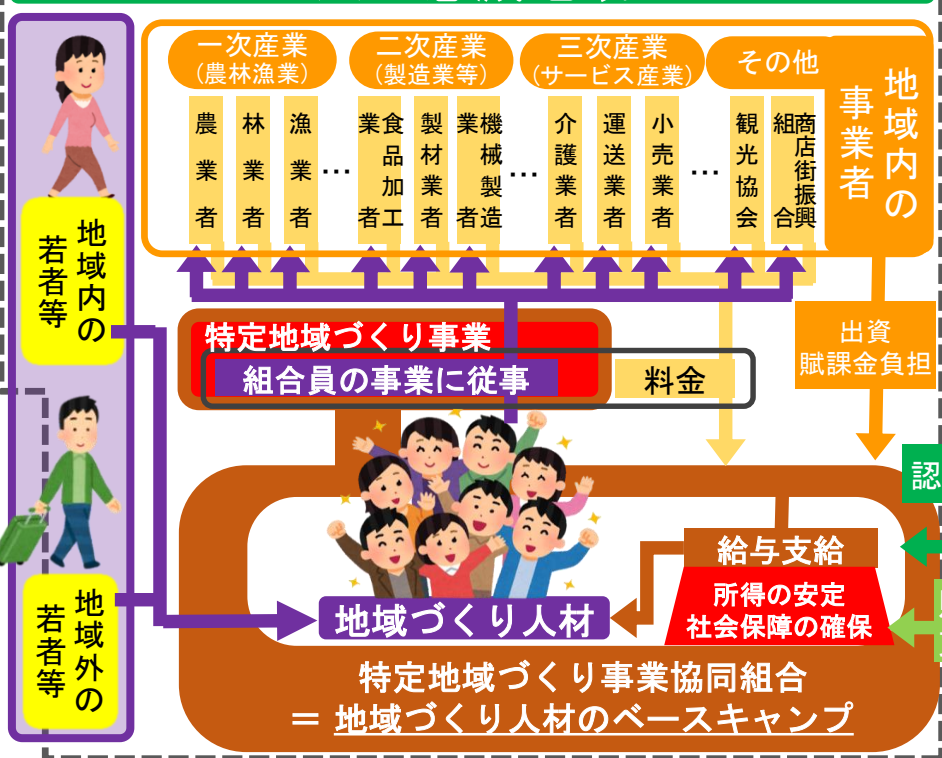
過疎地域の現実・課題の解決に向けて

人口減少が深刻な過疎地域では、それぞれ個別の仕事はあるけども年間を通じた仕事がない。そのため、一つの仕事では一定の給与水準が確保できずに生計が立たないために地域外へ引っ越す、または定住をあきらめる、という事が起きています。また、地域で雇用する側からするとよく分からない移住者を雇用するのはリスクがありためらいが生じます。これは、人口流出の要因となり、U・I・Jターンの障害になります。

そこで、地域で事業組合を作り、その組合で地域にバラつきがある仕事・事業者を纏め上げて、またその組合で職員を雇用して季節ごとに異なる事業者に派遣する。そんな仕組みが作れば、新たな定住者を創出することが出来るのではないのでしょうか？

観光や農業・漁業等の仕事は、天候やその他の影響で繁忙期であっても、仕事が無い時もあります。派遣という形態をとると、仕事がない時には収入が無くなってしまいます。そこで、給与（年間400万円を上限）の半額・事務局運営費（年間600万円）の半額を国・市町が助成するスキームで、定住者の所得を安定させます。

人口急減地域



都道府県

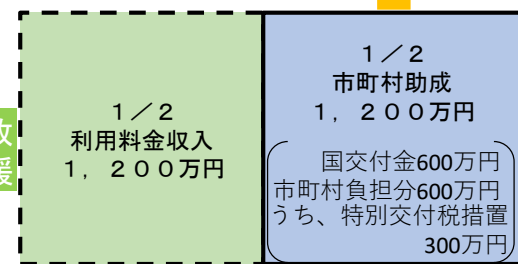
市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が助成
- 市町村助成の1/2に国庫補助
- 市町村負担分の1/2に特別交付税
- 国交付金の対象経費は上限は

派遣職員人件費 400万円/年・人
事務局運営費 600万円/年

<1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円/年



地域との関わり・定着性

地域との関わりは、ほとんど関わりが無い人から、移住・定住者まで幅広くあります（裏面図参照）。特定地域づくり事業協同組合制度以外にも、多様な施策で地域の活力を維持・向上して参ります！

- ①子ども農山漁村交流プロジェクト：農山漁村での宿泊体験活動
- ②「関係人口」創出事業：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人である「関係人口」が、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供
- ③ふるさとワーキングホリデー：数週間～1ヶ月程度、地域で働きながら滞在し、地域住民との交流等を通じて、地域での暮らしを体感する
- ④地域おこし協力隊：最長3年間、都市から地方へ移住して地域協力活動に従事
- ⑤地域おこし企業人：最長3年間、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地方公共団体において、地域の魅力や価値の向上等に取り組む
- ⑥地方創生移住支援事業：地方公共団体が、東京からU・I・Jターンして当該地方公共団体が選定した中小企業等に就業する人に対して、最大100万円を支給する取組を、地方創生推進交付金により支援